

総監第95号

令和3年3月31日

総社市長 片岡 聡 一
総社市議会議長 剣持 堅 吾 様

総社市監査委員 風 早 俊 昭

総社市監査委員 深 見 昌 宏

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項及び同条第5項に基づき財政援助団体監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

令和2年度

財政援助団体監査結果報告書

総社市監査委員

財政援助団体監査報告書

1 監査の期日

令和2年5月19日

2 監査対象団体及び所管部署

団体名	所管部署名	監査対象	補助金
総社観光プロジェクト 実行委員会	産業部 観光プロジェクト課	総社観光プロジェクト 実行委員会負担金	9,000,000 円

3 監査の方法等

令和元年度に総社市が財政援助を行った団体のうち上記の団体について、補助金が交付目的に従って適正かつ効果的に執行されているかどうかの主眼を置いて監査を実施した。

監査に当たっては、対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、当該書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取し実施した。

4 対象団体の概要

1 総社観光プロジェクト実行委員会

(1) 設立目的

総社市の観光素材の研究等を行うことにより、観光客の誘致拡大を図り、もって総社市の魅力を全国に発信することを目的に設立された総社観光プロジェクトからの提案を実行することを目的とする。

(2) 事業内容

上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 検証事業（インターネットアンケート調査、人数カウンター設置）
- ② 総社観光大学
- ③ 宝福寺ライトアップ
- ④ 赤米関連事業（赤米田植え、赤米フェスタ）
- ⑤ まちなみデザインの統一化

5 監査の結果

監査を実施した結果、当該補助金はおおむね適正に執行されていると認められたが、次の事項について改善を要するので、適切な措置を講ずるとともに適正な事務処理をされたい。

(1) 事務手続きについて

総社観光プロジェクト実行委員会における事業の実施にあたっては、観光プロジェクト課長を事務局長として、観光プロジェクト課内に設置された事務局において事務の執行がなされており、実行委員会事務局における契約及び事業実施に係る意思決定は、全て事務局長によって決裁されていた。実行委員会という組織としての判断を行う場合において、その意思決定の事務手続きには一定のルールが必要であると考えます。重要な案件や高額な契約については、委員長決裁とするなど、実行委員会の事務決裁規定を定められたい。

また、実行委員会の予算・決算など重要な意思決定に係る起案が見受けられなかった。実行委員会として、また、その所管課として、負担金という公金により実施された事業について、第三者への説明責任を果たすことができるよう、文書として残し、その経緯を明らかにされたい。

6 監査委員の意見

総社観光プロジェクト実行委員会については、設立から10年が経過し、総社観光プロジェクトから提案された「総社観光大学」や「まちなみデザインの統一化」などの事業実施に加え、新たな取組みとして、総社市に伝わる赤米を後世に伝えるための赤米関連事業として「赤米田植え」や「赤米フェスタ」なども実施している。

総社観光プロジェクトからの提案を実行し、総社市の魅力を発信するという当初の目的・目標には一定の成果は認められる。

令和元年度事業として、これまでの事業効果の検証や、今後の事業の参考となるデータの収集などを行っているが、今後は、その結果を踏まえたうえで、新たな企画・立案が必要であるのか、継続、廃止すべきなのか、事業の見直しを行い、更なる総社市の魅力発信と観光客の誘致拡大に努められたい。